

## 半田市市制施行 8 5 周年記念協賛事業承認取扱要綱

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、半田市市制施行 8 5 周年記念協賛事業（以下「協賛事業」という。）の承認及び支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業)

第 2 条 協賛事業の対象となる事業は、市制施行 8 5 周年を広く市民に周知できる事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国際交流又は地域、産業、観光、文化芸術若しくはスポーツの振興に役立つもの
- (2) 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの期間に実施されるもの
- (3) 法人その他の団体等が主催するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、対象としないものとする。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 政治的及び宗教的目的を有するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) その他市長が特に不適當であると認めるもの

### (支援内容)

第 3 条 支援内容は、次に掲げる内容とする。

- (1) 協賛事業としての名義の使用
- (2) その他協賛事業に係る周知

### (承認手続)

第 4 条 協賛事業の承認を受けようとする者は、半田市市制施行 8 5 周年記念協賛事業承認申請書（様式第 1 。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を半田市市制

施行 8 5 周年記念協賛事業承認（不承認）通知書（様式第 2）により申請者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による承認をする場合において、市長は必要な条件を付することができる。  
（承認内容の変更）

第 5 条 前条により承認を受けた者が、承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示に従わなければならない。

（承認の取消し）

第 6 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- （1）申請内容に虚偽があると判明したとき。
- （2）承認後に、第 2 条第 2 項の規定に該当することが判明したとき。
- （3）その他市長が特に承認を取り消す必要があると認めるとき。

2 前項の規定により承認を取り消した場合において、申請者に損害が生じても、市長はその損害の責めを負わない。

（その他）

第 7 条 この要綱に規定するもののほか、協賛事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。